

千葉県環境審議会 自然環境部会

会議録

日時 平成19年1月18日(木)

午後3時～

場所 千葉県教育会館 304号室

1. 開 会

司 会 ただいまから千葉県環境審議会自然環境部会を開催いたします。

委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、本日の会議次第、そして座席表がございます。続きまして、諮問事項の部会への付議ということで、環境審議会の会長から自然環境部会長、田畑部会長への付議文書がございます。次に議案書です。それから、南房総国定公園事業決定について（案）という1枚紙がございます。続きまして、資料1としまして宿舍新築計画書。資料2といたしまして景観等影響評価書という資料になってございます。

それでは、本日の議事進行につきましては、お手元の会議次第により進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の自然環境部会でございますが、部会委員数11名中、ただいま6名の委員のご出席をいただいております。原委員につきましては若干遅れるということでございます。おいでいただきますと7名ということになります。そういうことで、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定によりまして、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、初めに田畑自然環境部会長からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願い申し上げます。

部会長 皆さん、こんにちは。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

今日ご審議いただくのは、前回、現地踏査に行かれた方もいらっしゃると思いますので、いろいろわかっている方もいるし、地域の関係者の方もいろいろなことを、歴史的にはいろいろな場所であったものですから、その経緯も十分ご存じだと思いますけれども、この場所がどのように自然環境保全の問題を前提に考えればいいのか、頭の中でお考えいただいて、いろいろとご検討いただければと思っています。

いずれにせよ、十分検討して答申したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

司 会 どうもありがとうございました。

続きまして、環境生活部の鈴木次長よりごあいさつを申し上げます。

環境生活部次長 本日は、委員の皆様には年初めの大変お忙しい中、千葉県環境審議会自然環境部会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろ、本県の自然環境行政につきまして格別のご指導、ご助言をいただいております。とりわけ、本県の自然環境を将来の世代に引き継いでいくという大きな課題に対しまして、各種施策の推進に向けた専門的な見地からの幅広いご提言を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の部会の議案でございますけれども、ただいま部会長さんからお話ございましたように、知事から諮問いたしました案件1件についてご審議をいただくものでございます。内容は、南房総国立公園に係る宿舍事業の事業決定についてでございます。株式会社ミッドリームがいすみ市においてホテルの新築を行いまして、自然探勝のための基地として整備し、利用向上を図ろうというものでございます。

内容の詳細は、自然保護課長から説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださるよう、お願いをいたします。

簡単でございますが、開催にあたってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 それでは、これよりご審議をお願いするわけでございますが、部会の議事進行につきましては、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定によりまして、部会長が議長を務めることになっております。田畑部会長さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。

部会長 ご指名のようですので、それではこの会の座長を務めさせていただきます。

それでは、審議の中身ですけれども、議案の公開ということがいわれていますので、当審議会の千葉県環境審議会運営規程第9条でしたか、原則公開となっております。非公開にすることもできるというようにはなっていますが、本日の議案は私としては公開ということで進めたいと思っておりますけれども、皆さん、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、公開とさせていただきます。

議事録は、後日、事務局で作成していただいて、委員の皆さんの了解を得た上で公開すると。これも他の審議会すべてそのようになっていきますので、そのように運営させていただきます。その議事録ですけれども、事務局で作成したものを私が了承して、それで公開すると。そんな手続を進めさせていただきます。

傍聴者の方はいらっしゃいますか。

事務局 傍聴者はおりません。

部会長 申し込みが5名ほどいたらしいですけれども、まだ来ていないらしいですから、では来たら入っていただくということでよろしいですか。

それでは、次に、議事録署名人を決めなければいけません。2名。

露崎委員と広瀬委員にお願いしたいと思います。よろしいですね。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

2. 議案審議 南房総国立公園に係る宿舎事業の事業決定（案）について

部会長 それでは、審議を進めていきたいと思えます。平成18年12月27日付で知事から千葉県環境審議会に諮問があつて、当部会に付議されたので、この議題について審議をお願いしたいと思います。

議案、南房総国立公園に係る宿舎事業の事業決定（案）について。事務局の方で説明いただくことにしたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局 議案、南房総国立公園に係る宿舎事業の事業決定（案）について、ご説明申し上げます。

今回ご審議いただく議案は、いすみ市岩船地先の南房総国立公園、第2種特別地域において、平成14年10月11日付環境省告示第76号をもって利用施設計画として位置付けされている宿舎事業の事業決定についてです。

この南房総国立公園は、房総半島南端の野島崎を中心として、東は太東崎から西は富津岬までの延長約190キロに及ぶ変化に富んだ海岸線と広大な海辺、そして豪快な外洋、さらには穏和な内湾風景を有しております。また、温暖な気候を反映しまして、緑豊かな丘陵や山並みのある風景がみられるなど、多様ですぐれた自然景観に恵まれております。

昭和33年8月に区域決定されまして、その後、昭和40年に区域の追加をし、昭和57年、平成元年にも区域の変更を行い、現在に至っているところでございます。

自然公園利用者の宿舎の用に供される施設につきましては、公園事業として整備することができるとされております。ここ、いすみ地区につきましては、自然公園利用者が豊かな自然に囲まれた中で滞在することのできる施設がないことから、自然探勝のための基地として計画されているものでございます。

お手元にお配りしてございます議案資料1の9ページをごらんいただきたいと思えます。こちらの中央部を横方向に走っている緑色の2点鎖線が自然公園区域の境界線でございます。このラインから海側、この計画図でいいますと下側になりますけれども、そこが計画地となっております。事業地はいすみ市岩船地先、区域面積は約11.2ヘクタール、開発面積は約3.3ヘクタール、建築面積約9,000平米のうち延べ床面積が約8,200平米、最大宿泊者数が1日当たり88人の計画となっております。公園事業としての宿舎事業では、事業地及び施設の規模である区域面積と最大宿泊者数について事業決定することになりますので、本件のご審議をお願いするものでございます。

以上、簡単に概要をご説明させていただきましたが、詳細につきましては事業者であります株式会社ミッドリームよりこの後、ご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

部会長 その前に、現地踏査をしたときに何人かグループ別にばらばらで行きましたから、そのときの現地でいろいろ質問が出たり、あるいは意見が出ていると思えますので、その要旨をここで報告して

いただけませんか。

事務局 わかりました。

部会長 皆さん共通の意見としてもっていないといけないと思いますので、事業者に聞く前に、現地を見たときの感想でもいいですので、報告していただければありがたいです。

事務局 部会の委員の皆様方による現地視察につきましては、昨年9月、10月に、委員の方11名中6名の方に実際に現地に行ってくださいまして、現地視察を行い、ご意見等をいただいているところでございます。その際の主な意見を幾つかご紹介させていただきます。

1つとして、シイノキ、タブノキは海岸沿いのよい樹木なので残すようにしてもらいたい。個々の建物を機械的な間隔にとるのではなく、残すべき貴重な植物が近隣にあれば考慮することというご意見が出ております。これにつきまして事業者の方にどのように考えるのかということも聞いておまして、事業者の方は、建築位置ですとか道路線形を移動する等の措置を講ずるというように考えております。

2点目といたしまして、樹木伐採による日照の環境変化による植生の変化予測評価と保全対策はどうかというご意見が出されました。これにつきまして事業者の方にも対応をどうするのかということで聞いておりますけれども、工事における伐採地周辺や供用時の計画建物周辺等については、残存緑地に新たに林縁が生じ、ススキ、アキノキリンソウ、ノイバラなどの草原、林縁性の陽性植物が進入、生息するものと予測されます。新たに出現する林縁は、施設周辺の植栽部に低木を取り入れた林縁保護植栽を施し、林縁部を保護するため、残存緑地の生育環境に影響を及ぼすことはないものと考えているということです。

3点目といたしまして、動物の糞の調査、生息数の確認についてはどうかということでご意見が出されまして、それにつきまして事業者の対応といたしましては、目視、捕獲調査以外にフィールドサイン、糞、足跡等による確認を実施するということです。

最後に、建物の法面下側が日影になることから、植物が育たなくなる。それによって法面が脆弱となり、大雨時に土砂崩壊を起こす可能性が出てくる。土砂流出対策が必要となるのではないかとというようなご意見が出されました。それで、事業者の方に聞きましたところ、宿舍棟の下部は土砂崩壊の主な原因である雨水の流下、地下への浸透を伴わないので、その可能性は極めて低い。掘削範囲の埋め戻しはソイルセメントを用いるなどして、水の浸透などが無いようにする。それから、宿舍棟は上部張り出し構造のため、常に日影となる部分は小さく、土砂崩壊の可能性は小さいというようなことを言っております。

以上、現地視察時に出た主な意見と、事業者から聞き取った内容についてご紹介させていただきました。

部会長　また後で報告を聞いてご質問は出ると思いますけれども、それは事業者から聞けばいいと思いますので、現地を見た人たちの現地での意見については、その答えも出てくるとは思います、十分でなければまた質問いただくということにしたらいいかと思います。

それでは、以上ですけれども、事業者の説明をいただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（事業者入室）

事業者　今日はお時間をいただき、ありがとうございます。ミッドリームの村井です。

今回、大原、御宿の方でリゾート施設を開発することになっています事業主のミッドリームでございます。

今回、計画を進めていますアマンリゾート、これは世界18カ所で展開している、世界でも有名な5つ星のホテルなのですけれども、この宿泊施設を今、現在の候補地につくる計画で進めております。この会社の会長をやっていますゼッカ氏も環境を大変重要視してまして、自然環境との共存、あとは地元文化との密着をテーマにして、世界各国のリゾートを開発しております。ゼッカさんいわく、木を1本切ったら、人を1人殺したと思えと。それほど自然を重要視しているお方なので、今回の開発に関しても自然の中に遠慮して建物が建つという考えで進めていく予定でございます。

雇用に関しても地元100%依存型で、一から雇い教育していく次第でございます。

食材の方も、やはり地元の新鮮な魚介類等を中心にホテルのレストランの方では使用していく所存でございます。

簡単でございますが、事業主からの挨拶とさせていただきます。細かな話に関しては、日建と、環境管理センターからご説明させていただきます。

事業者　それでは、事業の概要の方からご説明させていただきます。お手元のアマン・ウミホテル公園事業計画概要書の方でご説明させていただきます。

4ページの計画地の概要からご説明させていただきます。

まず、位置につきましては、現在、いすみ市と御宿町のほぼ境に位置する、いすみ市側の土地でございます。海岸線にほぼ近い位置でございまして、区域西側を通過している国道128号線からは約1.5キロの距離に位置しております。

公園事業区域でございますが、現在、この公園事業を実施しようとしている自然公園区域は第2種特別地域でございまして、約11.2ヘクタールを計画区域としております。

それから、アクセス通路につきましては、現在、御宿側に御宿町道がございまして、そちらの方からのアクセスをとる予定にしております。

現況の地形でございますが、海から少し断崖がございます、標高で35メートルから85メートルの丘陵地で、尾根と谷が入り組んだような地形でございます。流域といたしましては、北側にひょうたん池という池がございます、そちらの方にすべて流れ込むという形になってございます。

次に地質でございますが、第三紀層上総層群浪花層、勝浦層泥岩層でございます。谷部には一部、3メートル程度の沖積粘土が堆積しているという地質でございます。

次に現況の土地利用ですが、大部分が山林でございます、谷部は一部、昔水田だった土地になってございます。そのほか、区域の中央には、以前、県の観光公社さんで建設された約6メートルの通路がございます。現在、碎石舗装になっております。

法規制でございますが、都市計画法では、いすみ市の非線引き都市計画区域にあたります。この部分につきましては、以前、別の宿泊施設ということで都市計画法29条の開発許可を取得済みでございます。そのほか、森林法につきましては、地域計画対象民有林として林地開発の許可を既に取り得しております。自然公園法につきましては、先ほど申しましたように、第2種特別地域でございます。

次に、7ページに移りまして、施設概要の方を簡単にご説明させていただきます。済みません、こちらに地図を張ってございますので、こちらの地図を使ってご説明させていただきます。

(図を示しながら説明)

宿泊施設ですが、おのおのこういった一つ一つが1つの部屋というか、個別の宿泊棟ということで考えてございます。

個別宿泊棟につきましては、主に稜線に近い斜面地に配置してございます。これらの配置に当たりましては、集約的な伐採、または大規模な造成を避けるために、ある程度隣棟間隔を置きまして配置してございます。

それから、これは運営上の話ですが、お客さん、乗用車で来られた方は、自然公園区域内にある施設に対しては、ここのカートステーションで乗用カートに乗りかえていただいてアクセスしていただくというようなことで考えております。

通路の幅員につきまして、消防等の関係で3メートル以上の部分もございますが、工事中を除きましては、できる限り乗用カートが通れる最小幅員で計画することにしてございます。

それから、個別宿泊棟につきましては、こちらが1期、25棟の宿泊棟、プール棟、宿泊センター棟。この宿泊センター棟についてはレストラン等が入ります。あと、先ほど申しました受付を兼ねましたカートに乗りかえるカートステーション、それからテニスコート、こちらの進入路、これらを第1期で考えてございます。

駐車場につきましては、駐車場をつくるために造成を伴うことがないように、の進入路というか、

既に敷地内にある通路なのですが、この通路に縦列駐車をすることで考えてございます。

次に2期工区につきましては、4人用、2ベッドルームの宿泊棟を公園区域内に6棟、公園区域外に9棟。それからレストラン棟を2期として考えております。

3期として、こちら側の個別宿泊棟、これも2人用の宿泊棟ですが、7棟を考えてございます。

個別宿泊棟のイメージでございますが、基本的には斜面の上にそのまま建築するようなことで、稜線を大きく切って造成するようなことがないように、このような形で斜面地にそのまま基礎を打ち込みまして造るという形を考えております。

イメージとしましては、10ページにございますパースで、林の中に個々の個別宿泊棟が埋め込まれたようなイメージを考えています。10ページ、11ページに個別宿泊棟のパースを入れてございますが、そのような形の施設を考えてございます。

次に、基盤施設の概要についてご説明させていただきます。土地利用計画面積ということで、これが全体で公園区域、こちらが自然公園になりますが、ここから内側の面積が先ほど申しましたように11.2ヘクタール、その中で現況で残る部分、樹林地として考えていますのが約7.9ヘクタールでございます。

調整池等につきましては、樹林地は残しますが、これらの滞水面積については含まず、この白い、色の塗っていないところで約8ヘクタール、70%近い樹林地を残すことを考えております。

造成計画につきましては、既存樹木をできるだけ保全し、環境への影響を抑えまして、通路以外すべての施設が現況地形より建設し、宅地造成は行わないということを大前提にしております。

それから、建築基礎の工事につきましても、できるだけ工区内でバランスさせて、持ち出しのないようなことを計画してございます。

次に工事中の防災計画でございますが、伐採、掘削範囲をこのような形で最小限にいたしまして、土砂の流出、濁水の発生を抑えることで考えております。

それから、千葉県の基準に基づいた調整池を設けまして、当然、下流への流出抑制も図ります。それ以外にも、谷部につきましては、工事中については土砂等流れないように、フトンかご等を設置しまして、濁水の流出を抑制いたします。フトンかごを入れることができないところにつきましては、板柵等で土砂等が流出しないようなことを計画してございます。

進入路整備計画につきましては、重複しますが、こちらの御宿町の方から6メートルの幅員で通路を整備いたします。

次に、雨水排水計画でございますが、雨水排水計画につきましては、敷地内の水は、建物に降った水についても集約いたしまして、こちらの調整池の方にもっていくようなことで考えてございます。この水については、ひょうたん池を通じて海に放流するというで考えてございます。この

量につきましては、千葉県さんの基準に従った量を確保いたします。

次に、調整池の中には湧水対策、造成によって流れ出す時間が早くなる場合がございますので、湛水、湧水対策量として造成面積ヘクタール当たり 600立米の貯水を考えております。

次に汚水排水でございますが、これも自然公園区域内に浄化槽等を設けて景観等を阻害しないことを考えまして、ここにある既存の通路の下に浄化槽を設けます。建物から排水しました生活雑排水、汚水につきましては浄化槽に集めて、下流の農業水路の方に接続させていただくということで計画してございます。

水道につきましては、ひょうたん池の北側に当たります道路に既設の水道管がございますので、こちらから給水管を引き込みまして、受水槽で受けて各建物の方に給水していくというような計画でございます、計画給水量は約70立米でございます。

緑化計画という上では、かなり多くの自然を残すのと、基本的に人工的な造営的なものをできるだけ少なくするというので、多くの範囲で人工的な緑化というのは考えてございません。当然、こういった通路をつくるために最小限に出てくる斜面地につきましては、種子等の植えつけによりまして緑化を図っていく計画でございます。

以上、簡単でございますが、事業計画の概要でございます。

引き続き、環境関係のご説明をさせていただきます。

事業者 景観等影響評価ということで、お手元の資料、A4判のアセス書に沿って、今回の調査の内容と予測評価の概要をお話いたします。

1章の事業計画につきまして今ご説明しましたので、省略させていただきます。

2章につきましては地域の概況等々になりますので、3章の項目の選定、其れから予測評価の内容ということでご説明いたします。まず3章、枝番の3-3ページからお願いできればと思います。今回のアセスを行う項目の選定ということで、3-3ページに理由をいろいろ記載させていただいています。今回予測評価等々を行う項目として3項目、上の(1)に書いてございますが、景観、植物、動物を選定しております。

(2)の選定しなかった項目について、おのおの理由を述べていますので、簡単にご説明いたします。まず日照障害と電波関係、これは先ほど説明したとおり、計画建物高さというのは樹木以下に抑えていると。それから、一部レストラン棟が高いのですが、これも周辺の地形以下の高さであります。従いまして、日照とか電波障害を生じるような建物は今回ありませんので項目としては選んでおりません。

地下水につきましては、供用後には地下水の揚水は行いませんので活動要因はございません。

次のエの周辺交通なのですが、今回のアクセス道路が国道128号という計画地の西側の道路にな

るのですが、工事中につきましては工事用車両の影響割合は 1.3%と小さく、将来、この施設をつくったときには、駐車場は63台ということになりますので、供用時の車両も国道に対しては 0.5%と寄与率が非常に小さくなります。あと、ホテルという形態から、この63台が1日必ず出ることではございませんので、影響はさらに小さいものと考えられることから、予測評価項目としては選定しておりません。

続きまして、3—4ページ、3—5ページになります。上水供給計画につきましては、1日当たり70立米程度という少ない給水量になります。これは上水供給体の十分範囲内であるということで、影響は小さいものと考えております。

防災計画につきましては、防火水槽であるとか避難訓練であるとか、適正な処置をしていくことにより影響は軽微であると判断しております。

風害につきましては、先ほどの電波、日照等と同様に、周辺の樹木以下の高さであります。

あと、騒音なのですが、まず工事中の建設機械につきましては、最短民家が150メートル離れています。かつ、その間には2本尾根がございますので、実際騒音値はかなり回折減衰量が見込まれますので、30デシベル未満になるという仮計算を行っております。供用時の車につきましても、先ほどご説明したとおり63台という、周辺道路に対して 0.5%と非常に小さい寄与率になりますので、項目としては選定しないという形になっております。

排水なのですが、1日の排水量は70立米、秒速にしますと0.0008と非常に小さいということ。それからBODにつきましては排水基準であります10を下回る濃度を出していきます。また、下流は現地をごらんになっておわかりだとは思いますが、実際ああいう形の水路になりまして、公共用水域である塩田川というのは、それからさらに 3.8キロほど離れた先になっています。そういった意味で、公共用水域への影響は軽微であると考えられることから、項目としては選定しておりません。

次に3—5の廃棄物関係なのですが、文章にありますとおり、まず工事中については、伐採樹木についてはすべてチップ化等しまして、地区外に搬出しません。また、現地、既存建物等もございませんので、基本的には工事中の解体に伴う廃棄物というのも非常に少ないということ。将来につきましては、個別宿泊棟という施設になりますので、大量にごみが出ることはないということと、収集処理業者に適正に処理を委託するというので、これらの項目についても選定しないことになっております。

続きまして、今回選びました景観、植物、動物について、要所部分の概要をご説明いたします。

4—1—3ページに景観の視点場の検討ということで、右側の図面をごらんください。今回計画地の周りの景観の施設として、このような施設が分布しています。しかし、現地をご覧いただいたように、計画地は全く外から見えない状況になっていまして、実際、改変地域はひょうたん池から

しか見えない状況になっております。それを勘案しまして、4—1—7ページをごらんいただきたいのですが、施設分布を考慮しまして、まずは計画地で可視できる地域として、こちらに挙げている地点、それから海からの景観の配慮として4番、5番、6番と3地点ほど、船を出しまして実際可視の状況を確認しております。

次に、予測評価のモニタージュの方に行きます。4—1—18ページと次のページの4—1—19、A3見開きになります。今回選定しました地点のうち、計画地の改変部分、将来の改変部分が可視されるのがナンバー1のひょうたん池になります。ここにつきましては、デッサンがございしますが、レストラン棟の屋根の一部、それから調整池の堰堤の吹きつけ部分が若干見えるということです。従いまして、今回の景観の予測につきましては、周辺地域から将来改変が見えるのはひょうたん池のみで、かつこれだけ可視的には変化が少ないというような予測結果になっています。右のA3は参考として海からの眺望を入れています。下の絵が将来の絵になるのですが、ここで施設はみえません。参考で建屋のイメージが入っていますが、これは手前の地形の裏になりますので実際は見えません。こういう位置関係で背後にありますというのを参考でA3版に載せています。従いまして、景観につきましては可視に占める割合は非常に小さいということの評価で結ばせていただいております。

続きまして、動植物関係の説明を簡単にさせていただきます。4—2—2ページをお願いいたします。4—2—2ページの下の方に、まず植物です。

植物については年4回の調査をかけております。早春と春と夏季と秋と。右の方が踏査ルートになります。動植物関係については、概要書で説明いたします。

4—2—10ページと4—2—11ページ、見開きをお願いいたします。こちらに計画地の現存植生図、左側に面積がございしますが、計画地で一番面積が多いのが、1番の凡例になりますが、シイの萌芽林になっております。続きまして4番のスギ植林。面積的にはシイが7ヘクタール、スギが6ヘクタールということです。あとは2番のヌルデ—アカメガシワ等々が続いているというような植生の状況になっております。

次に貴重種関係のお話をさせていただきます。4—2—22ページです。現地調査の結果、一般種につきましては458種ほど確認しております。そのうち種々の貴重種のフィルターといいますか基準にかかりますものは、この表ございましており22種になっております。分布的には4—2—25ページをお願いしたいのですが、図面がございまして、一応計画地内外ともに同じような種が出ているというような状況です。計画地内につきましては、22番と凡例がございしますが、尾根沿いのコ克蘭、それからシュスランあたりが貴重種としては最も生息数が多い状況になっています。また一部ひょうたん池、右の池がございしますが、ここの下流等につきましては放棄水田になってい

ますので、タコノアシとかそういった水生植物もみられるような状況になっておりました。

続きまして次の4-2-26ページをお願いいたします。右側、4-2-27ページの上の表が、今回の改変面積を示しています。真ん中に改変部というのがございますが、今回一番改変が大きいのが6番という凡例のクズーススキ群落で、現況の約43%が改変されます。次に竹林が改変面積が大きくなっています。続いてシイというグレードになっていまして、自然度の低いものが一番改変率が大きいような計画になっています。現況の植物面積のうち、約25%が改変されます。ただし、将来につきましては復元緑地として1.46ヘクタールほど造成緑地等を設けますので、実際計画地の82%がまた樹林地等に再現されるような計画となっております。

あと、貴重種関係ですけれども、次の4-2-30ページをお願いいたします。4-2-31ページに表がございまして、これは本事業による改変の有無等を示したものになります。基本的にこちらの改変される種につきましては、地区内の移植適地に移植を行うような措置をしまして、その種の保全を図っていきます。ただ、改変区域内にいる植物につきましては、残地森林もしくは計画地外にも生育しておりますので、当地域におけるこれらの種の保全というものは図られるような予測となっております。

続きまして、4-2-33ページをお願いいたします。一番上に②で生育種の変化がございまして、伐採等々を行いますので、どうしても林縁部には陽樹等が入ってくる可能性があります。先ほどのコテージ型の各施設の周りというのは、当然植栽を入れていきますので、そこに低木等を入れてマント植栽、もしくは林縁保護植栽みたいなものを施していきたいと考えております。

次に、中段、イ、評価とございますが、保全措置としまして、1)になります。先ほど説明ありましたように、まず不要な伐採を行いません。2)になります。大径木のうち施工上支障のないものは現場レベルでなるべく残していき、それから貴重種については移植を行っていきます。

3)としまして日影については、建物の高さを抑えて、また宿泊棟は斜面の中腹に抑えることによって、日影の影響を緩和していきます。

次に34ページになりますが、4)、植栽関係です。植栽を施していきますので、将来的には計画地の約82%の樹林地を再現する形になっております。実際、最後の②の評価の方にも書いていますが、現況植生の改変は14%と非常に小さいこととなります。それから、移植適地に移植を行うことと、また貴重種は地区内外ともにみられていますので、地域レベルにおけるこれらの種が保全される予測の評価とさせていただきます。

続きまして動物関係です。4-3-9に一覧表がございまして、動物関係につきましては、哺乳類に始まり、裏の水生物関係、4期の調査を基本としています。ただ、鳥類につきましては、繁殖期の関係がありますので、初夏の調査をしています。あと、中段に猛禽類とございますが、猛禽類

につきましては当地域での繁殖の有無を確認する意味で、猛禽類の繁殖初期に当たる1月から4月においては定点観測を設けまして、オオタカを初めとする猛禽類の生息のチェックをさせていただいております。

結果ですけれども、4-3-14ページをお願いいたします。左側に動物のリスト、右に確認地点図がございますが、まず哺乳類、14ページにありますとおり、11種を現地調査で確認しております。そのうち貴重種に当たる哺乳類ですけれども、4-3-17ページ、こちらでニホンリス、カヤネズミ、タヌキ、アナグマと4種、計画地内外で確認されています。

貴重種の確認地点図が、次に図面がございまして、4-3-18ページになります。こちらが今挙げられました貴重種、ニホンリス、アナグマの確認地点図です。計画地区内では主にニホンリスやタヌキ等を確認しております。

続きまして鳥類につきましては、現地の結果、58種を確認しています。そのうち貴重種関係のリストが4-3-25ページにありますとおり30種が確認されております。なお、オオタカを初めとする猛禽については、計画地、それから周辺地域での営巣は確認されていません。また、オオタカに関してはハンティング等の採餌行動も確認されていません。飛翔で何回か地区を通過していますので、オオタカに関しては営巣はなかったという結果になっております。

続きまして両生・爬虫類関係です。4-3-60ページです。こちら、60ページのリストがございまして、両生類については8種、爬虫類については7種を確認しております。次の61ページ、62ページに確認地点図があります。

貴重種関係に移ります。貴重種関係としましては、64ページにおいてトウキョウサンショウウオを初め6種が出ています。それから爬虫類なのですけれども、66ページになりまして、こちらではトカゲ、カナヘビ等々含めた7種が出ています。

地点図が次の67ページです。ひょうたん池の上流あたりにトウキョウサンショウウオの卵塊がみついています。ただし、今回は計画地外になりますし、ここは改変されないエリアになろうかと思えます。

続きまして68ページに、爬虫類の確認地点がございまして、シマヘビでありますとかヒバカリであるとかカナヘビ、比較的にみられるような種ですけれども、計画地内では貴重種として確認されております。

次に昆虫類関係ですけれども、4-3-79ページにおいて4期の年間調査で418種、種数は確認してございまして、今回貴重種にかかるのが14種ございました。サラサヤンマを初め、やはり湿性環境があるということでトンボ類等がみられることと、あとはやはり樹林地がございまして、シリアゲムシなどがみられています。

81ページに貴重種の確認地点図がございますが、基本的には、ひょうたん池がありまして、ひょうたん池の下流側あたりでヘイケボタルが出ている。上の方では、やはり湿地環境が多いですから、凡例でいいますと1番のサラサヤンマ、そのような種がみられるのが当地域の特徴でもありました。

続きまして、次の82ページをお願いいたします。水生生物関係になります。最後の項目になりますが、魚類につきましてはこちらに挙がっておりますとおり9種、底生動物については29種を確認しています。

そのうち貴重種関係につきましては、83ページになりますが、魚類ではモツゴとホトケドジョウ、2種、底生動物についてはテナガエビとスジエビとヌマエビの3種です。

確認地点は、次の85ページに確認地点図がございます。水生生物ですので、ひょうたん池を中心に、その下流水路を含めてモツゴ、ホトケドジョウ等を確認しております。

最後になりましたが、動物の予測関係になります。86ページの左側下の方に文章で書いてあります。それで、基本的に工事中ですので、改変される面積というのは樹林地は25%、要は75%が残存緑地として保存されます。また、工事中ですので、土砂流出防止であるとか不用意な伐採を抑えることによって、また下流に対しては調整池等の先行工事による治水対策で濁水を流さないということをも十分留意していきたいと思っています。

次の87ページの真ん中、1)の供用時ですけれども、基本的には、真ん中に書いてございますとおり、今回コテージ風の宿泊棟が出ます。この間は当然樹林地になっていますので、動物の移動を妨げることはない。また、建物も樹木以下になりますので、例えば鳥類の飛翔障害になるようなこともありません。また、図面ごらんいただいておりますとおり、計画地内外というのは柵とかもございませんので、計画地外と内外は連続した環境が保全されますので、動物については従来どおり、また行き来が可能であるということになります。さらに、調整池、今回新たにひょうたん池の上に出ますが、それについては農業用水として常時ウオーターがたまっています。ですから、新たな水辺環境が創出されます。

あと、現況の樹林地は75%残って、将来は造成緑地が入りますので、また82%の樹林地を設けていきますので、そのような環境を整備することによってほぼ現状と同様の種の生息が可能であると考えています。

また、貴重種についても、計画地内のみでみつけた種というのは出ていません。計画地内外含めて広く住んでいる種になりますので、今述べさせていただいたような対策を施すことによって、地域的に貴重種を初め生息が可能であるという評価を考えております。

以上、アセスの方の説明を終わります。どうもありがとうございました。

部会長 それでは、概要を説明していただいたのですが、初めの方から質問のある方は出してください。

事業計画概要書からご質問があったら受けましょう。どうぞ、どなたでも結構です。

河添委員 雨水の排水のことなのですが、側溝から調整池に行って、それからひょうたん池に行って、それから海に流すということですが、今現在、ひょうたん池の水は溢れそうになったら、どうなっているのですか。

事業者 海の方に流れています。(図示) お手元に土地利用計画図があるのですが、ここに、切れ目的なものがありますが、オーバーフローしたら、トンネル状の水路をとおって海の方に落ちるようになっています。

河添委員 これから管を作るとかということではないわけですね。

事業者 そういったトンネルを昔の方は作っております。

河添委員 量が今よりも増えるでしょうね。

事業者 そのために、事前に調整池を設けていますので、どちらかという、現況よりも減ります。

河添委員 それから、カートをたくさん使うと思うのですが、それを洗ったりするときに、私は車を持っていないのですが、ご近所の人たちを見ていると、車庫のところであぶくを流して洗って、雨水溝に流れているのですけれども、それはどのようになさるおつもりでしょうか。

事業者 そこまで具体的な洗車は考えていないのですが、基本的にはカートステーション内に車庫がございますので、そこで洗車しまして、それは屋根のかかった中ですから、その水については汚水雑排水系に繋ぐことで考えています。

河添委員 是非そうしてください。

部会長 それ以外に、事業計画でご質問。どうぞ。

広瀬委員 魚つき保安林が周辺ありますけれども、それには全く手をつけないのですか。

事業者 もちろん手をつけない予定です。

広瀬委員 それと、自然保護課さんにお聞きしたいのですが、開発に当たっての周辺同意というのは必要なのですか。といいますのは、前、ゴルフ場のときに岩船の漁協の方で大分反対しましたので、その辺の絡みはどうなっているのかなと思いましたので。

事務局 それにつきましては、特に地元の漁業協同組合の同意というようなことで事業者の方で漁組から同意を取り付けております。それは何度も事業説明等いろいろ漁組にして、漁組を初めとして、それ以外の、地元の関係機関等にもその辺のところは十分了解を得ていると聞いています。

広瀬委員 わかりました。

部会長 よろしいですか。どうぞ。

吉行委員 8ページの施設配置図のところでお教えいただきたいことがあるのですが、先ほどのご説明で、駐車場の位置でございますけれども、これが縦列駐車になって、2期工区がございますね。この中

に駐車場が設けられるのですか。

事業者 (図示) いや、基本的には今現在あります中の道路に沿って車をとめることで考えています。

吉行委員 その道路に沿って縦列駐車をされる予定だということ？

事業者 はい、そう考えております。

吉行委員 その場合に、2期工区は、こちらの作業をなさる場合には、影響はないのですか。かなり距離があるわけですかね。

事業者 (図示) 基本的には、ここで車を乗り換えていただいたら、従業員の方でこちらの方につれていく予定にしておりますので、お客さんが直接こちらに来るということはありません。もし万が一、2期工事をやる時に干渉があるようでしたら、地区外の方の別に平地がございますので、そういったところを使って車を置くなりするような運営を考えております。

部会長 よろしいですか。

吉行委員 はい。

部会長 どうぞ。

露崎委員 排水の件なのですけれども、1日70トンで、BODで10。この点なのですけれども、これ、県の基準だと思うのですが、市の方で上乗せ基準や何かというのは設けていないのですか。

事業者 ないです。

露崎委員 もう1つは、10ppmの排水なのですけれども、海の方にどういう形で排水するかどうかも、もちろん10ppmですからいいのしょうけれども、あそこにはトンネルがありますよね。あそこを通じて？

事業者 (図示) いや、浄化槽をこちらに設けまして、こちらに今、水路がございますので、こちらの水路につなげていきます。それがずっと沢がいすみの市街地の方まで延びていまして。

露崎委員 塩田川の方へ行くわけですね。

事業者 はい。塩田川の方に行ってから海に出るようなことになりますので、ほとんど希釈されて、ここ以外の流入してくる雑排水の方が多分卓越すると思います。

露崎委員 先ほどの話だと、雨水はひょうたん池の海岸の方に、オーバーフローした部分は海に流れるということですね。

事業者 (図示) はい。調整池でためまして、調整池で絞って、それをひょうたん池に流します。これがこちらの方に流れていきます。

露崎委員 海の方へ流れていくと。トンネルをくぐって流れていくと。

事業者 そうですね。

露崎委員 あそこはさわるのですか。

事業者 こちらではさわりません。

露崎委員 現状のトンネルのところを流れていくということですか。

事業者 はい。現状の量に対しまして、現状の量に見合った量をここから出しますので。現状の量を、今回ではないですけども、10年前に調査して、各断面をとって、それに見合った量をここから出すというのが千葉県ルールですので、それに従った形で調整池を計画いたします。

露崎委員 ひょうたん池の利用についても、ここにちょっと、地元の農業用水のため池だということなのでですけども、トンネルを通過して海岸に出る利用者というのは年間どのくらいいるのですか。

事業者 オーバーフローして出ていく量ですか。

露崎委員 行く量と、それから従来からあの集落か、あるいはほかから来た人があのトンネルを通過して海岸に出ると思うのですよね。人の問題。

事業者 (図示) この話ですか。

露崎委員 そうです。

事業者 (図示) ここに今トンネルがあるのですが、ここに行く人は、最近結構いると聞いていますけれども、風紀のよくない人がちょっと行っているようですが、その数は把握しておりません。

露崎委員 ありがとうございます。

部会長 どうぞ。

河添委員 さっきの6メートル道路に縦列駐車の話なのですが、ひょうたん池からこっちの町道の方に行くのに、6メートルのこの道を通っていった方が近道ですよ。トンネルをくぐって西の方に行くよりも、ひょうたん池のところから。

事業者 (図示) ここに行くのに、こっちから行った方が近いのではないかと。

河添委員 ええ、近いのではないかなと思うのですけれども、もしそうだとしたら、この道がよく利用されるとしたら、6メートルのところに駐車をすると、狭くなりませんか。

事業者 基本的にはサービス以外はこちらは締め切ります。一般のお客さんがこちらから入ることは考えていません。

河添委員 わかりました。従業員の人たちは地元の人ということなのでですけども、やはりこういう施設であるからには、夜も泊まるような従業員の人があると思うのですが、その宿舎みたいなのがこの図面には書いていないように思うのですけれども。

事業者 基本的に宿舎というものは中には設けない予定です。全部地元の近くの住んでいる方を対象に採用いたしますので。アマンのコンセプトというのは、英語ができなくてもいいのです。サービスの仕方とかを一から教え込みますので。本当、真っ白な状態の方の方が、サービスとかこれからアマンのコンセプトを教える上でいろいろ吸収率が早いと思いますので。逆に逆に今まで、こんな

リゾートホテルで経験があったとかそういう方は最初から雇わない予定です。もう高卒でも何でもやる気のある方を地元を中心に採用していく予定ですので、通える方というのを今考えています。

河添委員 でも、やはり防災というか、何が起きるかわからないわけだから、そういう人も必要ですよ。

事業者 もちろん駐在は置きます。

河添委員 そういう人が泊まるようなところというのは、どこになるのですか。

事業者 それは、施設の外に置く予定です。

事業者 カートステーションという最初に入ったところで、要はお客様が自動車からカートに乗りかわるところに、守衛さんに当たるような人たちが仮眠するようなエリアは今とってあります。ただ、まだ設計段階なので、いろいろ大きくなったり小さくなったりしている段階なのですけれども、ちゃんと泊まる、生活するというよりは、ちょっと横になって休むことができる程度のもはあります。

河添委員 ということは、守衛さん程度しか常駐しないという。例えば、私がもしお客さんになって、ここに泊まったとしますよね。夜中にトラブルというか何かあったときに、守衛さんにしか連絡がとれない。

事業者 いや、もちろんスタッフは24時間体制で滞在します。

河添委員 だから、そのスタッフの人はどこにいるのですか。

事業者 休憩室というところがあって、そこで一応待機しているということになります。

河添委員 カートステーションのところがその場所ということですね。

事業者 そうです。

河添委員 わかりました。

部会長 今質問しているのは非常に大きな問題で、例えば今盛んに問題にされている危機管理、それに対して人的な危機管理も必要ですし、それから自然に対する災害の管理、そういうのはどういう仕組みを考えているのですか。

事業者 それは今後、アマンリゾートの本部からちゃんとした人材をこっちに送っていただいて、管理、セキュリティというのはこれから話を詰めていく予定です。

部会長 ここは日本国ですよ。だから、日本の法律に従って対応しなければまずいわけでしょう。

事業者 もちろんそうです。対応します。

部会長 だから、そういう意味の危機管理はここへ全然出てこないのですけれども、その辺はどう対処するか、計画的にはどう考えているかということを知りたかったわけでしょう。

河添委員 そうです。結局、責任をとれるようなしっかりした人にちゃんと夜もいてもらいたいのがお客さんだと思うのです。だから、守衛さんではなくて、そういう人がちゃんといる場所がどこにあるのかなというのが疑問だったわけです。ぜひそれは考えていただいて、きちんとしてないと、お客さ

ん離れも出てくるかなと不安があると思いますよね。

事業者 わかりました。カートステーションの方へ設けていきます。

部会長 その辺、やはりきちんと対応しないとまずいと思うし、今非常に問題が出ていますからね。それ以外、事業計画のところでありますか。

では、私も1つ聞きたいのですが、要するに、ここは世界じゅうの人が使う、そういう意味では国内、国外を問わず不特定多数の人が使う施設ですか。

事業者 そうですね、一言でいえば不特定多数ですね。

部会長 このアマンの経営の内容がわからないものだから、この頭のところで世界のアマンリゾートと写真で出ているイメージでいきますと、何というのですか、密室で何やっても構わないというような雰囲気に見えるのですけれども。要するに、需要供給の関係はどういう計画を立てているか。その辺、わかりやすく説明してください。この施設をつくって、何も経験のない初めての人たちがそこに雇われていったときに、どういう対応ができるかと思ったり、老婆心ながらいろいろな心配をするものだから、そういう経営計画をわかりやすく説明してくれると、非常にありがたい。

事業者 特に世界各国のアマンのリゾート施設に来られるお客さんという方が、要は世界のいろいろな企業のトップレベルの方、社長、会長クラス、そういう方も使いますし、あとはだれでも使える形。もう日本国内から、世界の国々から、これはインターネットの予約システムとかいろいろ発達していますので、そういうのをもとにだれでも使えることを前提にして、全部計画も進めていますので、特に密室で何かやるとか、そういうのは全然ありませんので、そこら辺はご心配なさらないでいただきたいと。

日本の方々もぜひお越しいただきたいと思っていますので。

部会長 ちょっと質問の仕方が悪かったのだけれども、そういう意味で、30何個かな、部屋数だけ棟数はそんなに多くないですよ。そんなに経営採算が乗るのか。この周辺のこのような施設がみんな潰れてきているでしょう。利用者が少なくなっているでしょう。これは事務局に聞いた方がわかると思うのだけれども、この辺の地帯は利用者が減ってきていますよね。そういうところで自信をもってここをやるというからには、経営採算的には大丈夫だということでもちろんやるでしょうけれども、その辺も含めて地域の人への説明はどうされたか、ちょっとお聞きしたい。

事業者 まず雇用から始まりまして、あとは地元の食材もありますし、そういうのは積極的に地元の方に還元していく予定でございますし、ホテルの数は少ないですが、計算上はうまくやっていける、利益が出てくるという計算で今結果も出ておりますし、そこら辺は私ども全然心配はしていないのですけれども。

部会長 この地域の人でも大丈夫ね。

事業者 そうですね、はい。

部会長 あともう1点、アマンリゾートはこんなところがありますというPRをしているのですけれども、この場所につくる景観で建築デザインみたいな話というのは余り書いてないよね。

平面と、こんなものですよというものが出ているのですけれども、もうちょっときちっと、全体の鳥瞰図みたいな絵で、こんなすばらしい房総のところになんか新しく景観としてより効果の上がるようなデザインができていますか。

事業者 今回、外観が主だと思ったものですから、概要書なものですから、それほど枚数も多く書けないというところも考えまして、特に外観に特化してつくらせていただいたのですが、例えば15ページが、立面的にこういう木の中に埋もれたイメージで、ほかにも室内のイメージ、パース等ももう既にでき上がってはいるのですが、例えば宿泊棟だけをとってみれば、12ページに平面的な、これはちょっとデザインというものではないのですけれども、これに基づいた内部イメージなども、もう既にデザイナーの方ではもっております。

部会長 要するに世界に冠たる房総のこの場所につくるのだったら、例えばポストカードというか絵はがきで宣伝するとすれば、どういう特徴を出してデザインされたものかというようなものが、普通だったら出てくるはずですよ。そういうものがこれだとどうもみえない。

事業者 今回の資料ではご用意しておりません。

会長 ちょっと物足りないものだから。せっかくだからいい場所をつくるのに、そういうイメージづくりが何か伝わってこないものだから、寂しいですということだけです。意見ですからいいです。

露崎委員 もう1点だけ。これだけの自然の残された林野にこういった高級な施設をつくって、高級な人が利用されるようでも、実際にこの地域はいすみ地域でも生物多様性の非常にすぐれた地域でもあるのですが、当然のことながら利用に当たっての話で、これからかもしれませんけれども、やはり生物というか虫類が人を刺すような、そういうものがいっぱいいるだろうと。そういった生物関係を一網打尽にしてしまうのか、あるいはどういう形で駆除していかうとするのか、これからの話だろうと思いますけれども、いずれにしても、そういう人たちが来るのには、この写真をみる限りでは、もうほとんど虫一匹もないような施設のようでも、

事業者 そんなことないと思います。ほかのところでもやはりカは出るとは思いますし、それなりの網戸とか、今まで日本の家屋とかで使っているような防虫対策をとるしかないと思うのです。ここ全体にスモークみたいのをたいて一網打尽にしようなんて、そういうことは全然考えていませんし、逆にアマンの総帥の方もそんなことは望んではないと思います。

露崎委員 わかりました。

部会長 それでは、今度は、時間がだんだん迫ってきたのですけれども、景観等影響評価の方で多分いろ

いろいろあると思いますので、ご質問ある方はどうぞ。

今出た虫、ヒルの多いところですからね。アジア地域もみんなそうですけれども、特にアフリカあたりなどもたくさんいろいろな生き物がいれば、それにかかわっていろいろな虫がいるし、ここではアセスの方では貴重種とかそのような話が出てきますけれども、人間にとって余りよくないものもたくさんいますので、そういうものの対策で一網打尽にやると、違うものまで影響が出ますので、その辺のところは初めから十分考えておいた方がいいですね。20年前だったらそんなこと考えずに、どんどん木を切ってやっていたのですけれども、そういうことをやっていると色々な経験をした結果、今こういうアセスをきちっとして、そういうことも含めてやろうということですので。

それでは、どうぞ。それぞれ専門の方々がいっぱいますから、問題があれば、どうぞ。

原委員 植物の方で、基本的にスタジイの萌芽林ということで、例えば尾根上とか結構土砂の流出とかそういうところが考えられる場所だと思うのですが、工事に当たってその辺の配慮とか、お教えいただきたい。

事業者 (図示) 大前提として、この間現地でもさせていただいたのですが、現地で全部縄張りをいたしまして、大きな木とかそういったものについては、当然避けられるものは避けていきたいと。それは現地の方で対応したいと思っています。

それから、今、ここの斜面についてはできるだけ小さくなるように、小型ですが擁壁をこういったところに積んでいきます。土砂の崩壊の一番の原因となるのは降雨になるのですが、基本的に道路は舗装で被覆いたしますので、ここに降った水については雨水管に集めまして排水いたします。この道路より上の部分については、斜面を流れることはないような計画しています。かつ、屋根に降った水も、こちらの雨水管の方にもっていきます。そうすると、こういったところに対しては崩壊の原因となる雨の供給はないかなと。

原委員 少ない。なくはない？

事業者 はい。なくはないと。仮に横から吹き込みも、真ん中の木をできるだけ残すようなことにすれば、下部についてはそういった吹き込みというものも大分少なくできるのではないかと。

あと、例えば基礎を造成するときに土砂を動かしますよね。それをきれいに斜めに張るというのは不可能ですから、そういったことはできるだけないような形をとっていきますけれども、基本的にはこういったところはソイルセメント、セメントを混ぜたもの、コンクリート、もしくはそういったもので埋め戻していくということで考えています。

あと、工事中、例えば掘削するときには、掘削した部分に水が行かないように、例えばこういったところに袋に土を入れた土のうとかで、直接水がその中に入らないようなことを施工上計画していきたいと思っています。

原委員 房総のこのあたり含めてですけれども、やはり結構急というか、ある程度傾斜があるところというのは、そういったがけ崩れとか崩壊がよくありますよね。ですから、手が入って裸地化したところというのが、少なからずそういう危険性を、配慮していただいているのは理解できましたけれども、より一層その辺のところの配慮をお願いしたいなと思います。

事業者 施工業者さんが決まったら、その施工業者さんとよく打ち合わせをいたしまして、そのようなことは当然ないような形を図っていきます。

原委員 ですから、場所とその工法ですよ。

それと、4—2—21でスタジイの大径木というのが3本挙がっているわけですよ。ここでそういう大径木というのは恐らくスタジイがそれに当たると思うのですけれども、これと建物の重なった絵がないので、具体的にどのような形になるかというのは想像といたしますか、推定するしかないのですが、何か建物とちょっと重なっているやにみえるところもあるのですけれども、この辺の配慮はどのようになっていますか。

事業者 (図示) ちょうど尾根に近いあたりですから、かかる可能性は非常に高いと思います。それは必ずしも残せるとここで断言できないのですけれども、現場でこういった道路を計画したものを現地で縄張りいたしますので、その際に避けられるようでしたら、避けていきたいと思っております。

これで見ますと、1番は避けられるのではないかと考えています。それは現場の方で対応させていただきたいと思います。

原委員 大径木というのはいろいろな意味で、シンボリックな意味もありますし、そういったところの自然を保全するという意味では重要だと思しますので、配慮していただきたい。

部会長 ほかにありますか。

河添委員 その避け方ですけれども、よくあることなのですが、木って幹があつて枝がありますよね。樹幹の枝の先の辺まで根っこが張っていて、それでもって生きているので、避けるといっても樹幹よりも内側に植えたのでは、この木がだめになれば、周りが大きい面積で崩れることになるので、避け方はそこら辺を配慮した避け方にさせていただかないとだめだと思うのです。建物もろとも一緒にというようなことになりかねない。

事業者 それは現場の方でどれくらい当たるか確認します。

河添委員 その辺、お伝えいただいて、是非そのように考えていただくといいかなと思います。

事業者 それと、高さでも調整は可能だと思いますので。

避けるときに、切るのであればもうあれだと思うのですけれども、ほとんど同じ高さにできれば、真横に来てそんなに差し支えないですよ。

河添委員 よくわからない。

事業者 (図示) 例えば木がこうあったときに、このように避けたのであれば、この木がやられてしまう可能性があるかもしれませんが、例えばこれが高さ的には調整も図っていただけらなと思っています。

河添委員 私のいっていることと何かどうも。ちょっといいですか。(図をかいて説明) 木って、こうなっているでしょう。地面があつてね。それで、ここはこの辺までしか生えているのではなくて、こっちまでなので、避けるという感じが、形は違うかもしれないけれども、ここに家を建てたらばだめだということです。この枝先の外側に建てないとだめだという説明だったのです。

事業者 私はとりあえず道路をイメージしていたので、道路だったら真横へ来てもいいのかなど。建物という意味ですね。わかりました。

部長 よろしいですか。それ以外。どうぞ。

吉行委員 動物のことについてでございますけれども、動物というのは、餌場とか休息場とかを水場に頼っている場合が一般論としまして非常に多いです。それで、皆さんのお調べになったところをみましても、鳥類でも池のところを採餌しているとか、水場に貴重なトンボ類が多いとか、そういう記述がございますが、工事中も工事後もできるだけ水場は尊重していただきたいと存じます。

もう一点は、哺乳類の方のシカの仲間で、これは外来動物ですが、キョンが計画地と計画地外で確認されておりますね。これの個体数的なものは、小さいものは個体数を把握することはなかなか難しいですけれども、狭い地域ですので個体数等に関して、正確な個体数は難しいと思いますが、例えば多いか少ないかとかその程度でもよろしいのですが、確認されていますか。

事業者 まず、地域的にひょうたん池というのが、ご指摘いただいた水辺というところでは、かなり重要になっていますので、今回ひょうたん池は計画地外になりますけれども、当然、工事中に濁水を入れたり、将来悪い水が入ってはいけませんので、そこは十分な防災工事等の土砂流出を図っていきます。それで、先ほどの説明で今回新たに調整池ができますが、調整池は堰堤の部分、堰の部分は造成をしますけれども、ほかは自然のままの地形を使っています。ですから、そういう浅瀬、大雨が降れば湿地みたいに上の方に行きますし、水がなければ引いていくという感じで、自然のままの調整池をつくろうと思っていますので、そういった哺乳類を初め鳥類の利用できるような、逆にいうと新たな水辺というのが多分調整池にはできるような形になりますので、そういった形で地域の水辺というものは留意していきたいと思っています。

2点目のキョンについては、私ども確認しているのはフィールドサインで足跡です。ですから、個体が2匹歩いていたとか、そういうのはみられていませんので、フィールドサインなのでそこから類推するのは今ちょっと難しい状況にあります。個体数はちょっと把握しておりません。

原委員 水辺の件でちょっとお尋ねしたいのですが、この場所は湧水とかは結構あるのですか。

事業者 地区内には湧水はありません。すぐ下が岩盤になってしまいますので、基本的には帯水層みたい

なものもないです。要は被覆土の下が固結の地層になってしまいますので、実際そこには地下水というのをごさいませんし、湧水はありません。あるとしたら漂流水の地形でちょっと絞り出してくるかもしれません。漂流水が流れている純粋な湧水は分布していません。

原委員 その谷筋のところに水が常時あるようなところはないわけですか。

事業者 地区内は今はないですね。低い地形のところも、別に湿地になっているわけではないです。

原委員 では、区域外になってしまうわけですね。

事業者 そうですね。植生図的にも、ごらんいただいているように、4—2—11ページですけれども、基本的には湿性はひょうたん池の上になってしまいますので、地区外です。

原委員 そうすると、例えばゲンジとかサラサヤンマの幼生とかがみられるのは、この区域外ということですか。

事業者 そうですね。こちらのやはり地区外です。

原委員 ちょっと心配したのは、先ほどは完成後の雨の対策のことはいろいろお話しいただいたのですが、工事の際に随分、例えば工事の途中で雨が降って流れて、そこに下にそういった細流があった場合に、土砂と一緒に小さい沢が結構ダメージを受けることがいろいろなところであるようですので、その辺の配慮だけお願いしたいなという意見です。

部会長 どうぞ。

広瀬委員 魚類の中でミヤコタナゴは確認されていないようですけれども。

事業者 されていません。

広瀬委員 前回のゴルフ場反対のときに1つそういう事例があったということを聴取されていますね。

事業者 しています。

広瀬委員 一応そういうのを前提に調査した結果も、見当たらなかったということで理解していいですか。

事業者 はい。そういった当然起因する二枚貝とかもしっかりみていますので。それで、ミヤコタナゴの生息ありません。

広瀬委員 わかりました。それともう1点ですが、トウキョウサンショウウオなのですからけれども、ひょうたん池の南側の方に幼虫で80個体ぐらい見つかったと。結構な数だと思うのですが、その中で事業区域外だから影響ないというご説明があったかと思うのですけれども、果たしてそうなのか。やはり事業区域内にも結構生息している可能性が、例えば年間を通してだったら行っている可能性もあるのかなという感じはするのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

事業者 やはりサンショウウオですので、成体になって実際夏場とかで樹林の中を歩いていきますので、必ず地区内に1匹もいるかないかといったら、本当にそこはご指摘のとおり難しいところがあると思うのです。ですから、やはり我々は卵塊のときの確認というのが主になっていますし、その卵

塊も水辺を中心として、その背後の斜面ぐらいというのが、やはり追えないところがございます。今回みていただいたように、サンショウウオがいる、卵塊があったところと、今回の造成区域というのはかなり離れています。先ほどちょっと防災の話が出ましたが、工事中もそういったフトンかごだとか土砂流出防止柵というのは入れていく計画図、今は実は裏に張ってあるのですけれども、造成区域は離れていますので、そうやって土砂の流出を防止することによって留意はできると考えております。

広瀬委員 わかりました。

河添委員 でき上がってからのお願いなのですが、だんだん忙しくなってきた、人件費もかかるからというようなことで、お薬をまかないようにぜひお願いしたいと思います。千葉県は今度、生物多様性をとても大事にするために全県で取り組もうとしているときですので、お薬をまくと虫がいなくなって、その虫をとる鳥もなくなってということで、とてもつまらない自然になってしまいます。そうすると、お客さんもつまらなくなってしまいますので、このすばらしい自然を売りにするのであれば、農薬をまかないということをご希望したいと思います。

原委員 あわせて、供用後の照明なのですが、やはりこれだけの自然ですから、普通の照明だと虫がやってくると思うのです。その辺もいろいろ、虫が来にくいような照明を多分配慮いただけると思うのですが、ホテルとしてのいろいろな機能と、そういう自然に対しての配慮をぜひうまくい形でやっていただければと思いますが、どう考えていますか。

事業者 今回の照明については、一応配慮には書かせていただいたのですが、基本的には当然地区の外に向けるような照明を抑えて、極力内側で抑えるような、地域の生物に影響を与えないように、なるべく内側に向けるような形で考えていますので。

部会長 考えているだけではなくて、具体的にどう対処するのかということをごきちと説明していただかないと、こうする、ああするというだけだと、そこまで行政側の方の指導よろしければできるかもしれませんが、大分微細にわたっての質問ですから、この件については大丈夫と仰っていたら困ります。

あと、猛禽類のところなのですが、ここは大分生息していますね。

事業者 はい。

部会長 例えばオオタカ等、たくさんいますよね。繁殖等については、ここの山の中に人が入って行って大丈夫ですか。

事業者 基本的に、まずは隣接にオオタカを含めての猛禽も営巣地はなかったのです。あとは上空の通過というのが主ですし、ミサゴとかハヤブサ関係は、海岸線でございますので、そちらを主に使っていましたので、今回ホテルも海岸線からちょっと内側に入っていますので、将来的にはそれで安定し

ていくかなというような感じは予測されます。

部会長 ひょうたん池の方には渡り鳥は入ってきている？

事業者 カモとかは入ってきています。

部会長 それはどの辺に出ているのですか。

事業者 カモ類は貴重種でないと出てないのですが、例えば4—3—27ページに、これはカイツブリになってしまうのですけれども、ひょうたん池で実際は泳いでいます。

ただし、その辺のカモ類を定点調査だと毎月張っていたのですけれども、実際ひょうたん池のカモをハンティングで襲っているというのは確認はなかったです。従って、海岸沿いの方をメインに飛んでいるような形の飛翔が大体です。

部会長 飛翔の状態は観察で捉えているわけですか。

事業者 捉えています。それは当然全部追っています。特にそういう繁殖にかかるとかパーチがあるとか、そのような形はなかったです。ですから、どちらかという飛翔が主のようです。

部会長 あと他によろしいですか。どうぞ。

露崎委員 この区域の中で魚つき保安林の区域なのですが、一部民有林で、保全ということで書かれているのですけれども、この図面でいうとどの辺を魚つき保安林といわれているのか、ちょっと説明いただけませんか。

事業者 (図示) ここらですね。

露崎委員 区域はわかりましたけれども、この写真で見ますと、海の方からこれの建物そのものは見えないうということと、明るさというのは上に出てくるのでしょうか。というのは、魚つき保安林というのは影に魚が寄ってくるのです。明かりに寄ってくるのではなくて、暗いところに寄ってくるのです。そんな明るさではないというのは承知していますけれどもね。ライトぐらいかなという。

事業者 明かりが届く範囲というのは、今、地形が、断面図を書きますと、(図をかいて説明)、山がこうあって、がくんと下がっているのです。これもかなり離れていますし、ここらであっても、この辺から多分明かりはみられないと思うのです。本当に遠くに行かないと、しかも上にふわっと浮いているぐらいの明かりだと思います。

部会長 岬というか、突端のところ。あそこからだと多分明かりが見えますよ。見えないかな。

事業者 ここは30メートルぐらいの高低差になっていますから、見えないと思います。

部会長 切り立っている海岸の汀線の向こう側にできるというから、あそこからだと見えるのではないかなと思ったのですけれども、見えないか。その辺、十分気をつけて、絶対そういうことはないと言ってください。

事業者 はい。

部会長 それと、あと2つほど質問したい。

1つは、皆さん心配しているこの図のことですけれども、これが構造的に絶対大丈夫かということを知りたい。この梁の寸法は入っていませんが、標準図を書いているからですけれども、コンクリートの壁か何かで支えるわけですね。それで、ここに張り出すのは何メートルぐらいなのかということを知りたい。その上で、構造的には、津波はここは上がってはいないけれども、地滑り、地震、その他自然災害は非常に強烈なところだから。それからプレートの関係で地滑りのあるところですので、その辺も大丈夫かどうか十分検討してください。構造的に大丈夫かということです。張り出しは何メートルですか。

事業者 7メートルです。まだ、正直申し上げて、建築確認に至るような段階ではないものですから、これから具体的な寸法等構造計算をやっていきますけれども、(図示) 基本的にはこちらでカウンターウェートをしっかり確保いたしまして、間違ってもこれが前かがみに、こっち側に変身しないような十分な重さを確保してバランスをとるということで考えています。

部会長 杭はどのくらい入れるの。 計算した？

事業者 構造設計者は別な者ですから、概略を計算してこの図柄ができていますけれども。

部会長 大丈夫ですね。

事業者 はい、大丈夫、確実にそれはもちろん、お客さんの安全を図る上で必要なことですから。

部会長 絵だけの話をここでしているからよくないので、構造的に大丈夫だと答えられるようにしておいてください。

事業者 はい。

部会長 それから今度は、これに関連することでもう1つ、この下にこんな木の絵が書いてあるでしょう。こんなすぐ枯れるよ。先ほどからも言っていましたけれども。これはこの建物のずっと遠くの方の絵ですか。

事業者 はい、そうです。基本的にやはり建物の下は切らざるを得ないと思います。ここは切ります。

部会長 切るわけでしょう。あそこは覆ってしまっているから余り林床がきちっとしていないけれども、こういうものを張り出してこうすると、草がみんな枯れてしまいます。一番身近にあるところは、高速自動車道を通すでしょう。あの下のことをイメージしてもらえばいいのです。何もありませんよ。ここもそうなりますよ。

さっき、何か浸透ができるようなものをやるとか、道路の簡易舗装みたいなものをやるといったのだけれども、斜面はどうなりますか。

事業者 斜面は、先ほど申しましたように、今の段階で考えていますのは、降雨の供給がないという、要は水が削っていくものがないということで、例えばこういった掘ったところについては当然、土を

戻したところについては被覆を考えていますけれども、現況の斜面地についてはそのままの状態です。

部会長 そのままでしょう。そうすると、必ずエロージョンを起こしますね。崩れますね。

事業者 そのために、上流からの水の供給がないような形で、上流側で雨水排水をとります。

部会長 集中豪雨が来たときどうする？

事業者 集中豪雨に耐えられる配水管をここに入れる予定にしています。

部会長 そんなのではもたないのでは？

事業者 いや、計算はもちろんしておりますので。雨水に見合った計算をしていますから、かなりの確率面での雨水に対する管を入れることにしておりますので、これがオーバーフローすることはまずないと思っています。

部会長 道路は道路の敷地。建物の敷地は、建ぺい率を計算するとき、どこまで建ぺい率にして計算したか。

事業者 (図示)、今回お出ししている資料等の建ぺい率はここで計算しています。間違ってもそれは緑地とかに当然カウントしていませんし、ここは緑地にもカウントしていません。この絵で考えています、この下がすいている状態ですけれども、これについても建物で考えています。

部会長 そうすると、その1棟をつくる敷地面積はどれぐらいですか。

事業者 これだけだと建ぺい率は100%になります。

会長 そうでしょう。そうすると、ここはもう敷地の概念というのではないんだ。

事業者 そうですね。これ全体が敷地だと。

部会長 この敷地全体の中で何%の建物を建てると。そういう話になるのね。

事業者 はい。そうすると、建築面積が8,986平米です。それで、全体の面積が11万平米ありますので、建ぺい率として10%弱です。正確ではないですけれども8%ぐらいです。

部会長 一棟一棟の計算ではなくて、全体、この敷地で何棟建てるという計算の仕方ね。

事業者 はい、そうですね。10%以下です。

部会長 確認しておかないと、後で困ることがあるから。

事業者 それは大丈夫です。

部会長 それともう1つは、これはむしろ行政側に聞かなければいけないのかな。要するに、ここは、自然公園の、要するに国定公園の中の第2種の面積はどのくらいありましたかね。自然公園の区域で大事なところであるので。

自然公園管理室長 11.2ヘクタールです。

部会長 敷地面積というところはこの第2種には入っていない？ 事業区域でしょう。

自然公園管理室長 あくまでも自然公園地区内、事業区域イコール第2種特別地域です。

部会長 そうすると、それ以外、これをやる区域はどのくらいの面積ですか。

事務局 自然公園区域外は約6万平米です。

自然公園管理室長 あくまで自然公園区域内は11.2ヘクタールです。それが公園区域内の面積です。それで公園区域外が5.6ヘクタールです。

部会長 それで、それを足したものが17.8か。

自然公園管理室長 そうですね。足したものが全体計画の中の面積、区域ということです。

自然保護課長 それが17.8ヘクタールということです。

部会長 そうすると、この審議会にかかっているのは、11.2に対して許可する、しない、そういう話か。

自然公園管理室長 はい、そうです。ただ、事業計画の中に全体計画ということで事業区域外のものも図示した形にはなっております。

部会長 わかりました。それ以外に何かございますか。

それでは、これで質疑を終えますので、事業者の方はご苦勞様でした。

(暫時休憩)

部会長 それでは、再開しましょう。

それで、いろいろ質問だけは出ているのだけれども、このまとめはどうしましょうか。何か不確定要素が多すぎてしまって、結構ですというような訳にはいかないと思いますが、どういう方法をとりましょうか。

自然保護課長 先生方からお話いただいた、例えば危機管理をどうするか、構造上・技術的な問題はどのようにクリアするのか、そういった先ほどのご審議の中でご指摘のあった点について、事業者の方にもう一度回答を求めた上で、例えばその回答をもつてもう一度このような形でお開きいただくか、あるいは書面をもって委員の先生方に事業者からの回答はこうですとということでお示しさせていただいて、その上でこの案件をどうするかという形もあるのではなからうかと思うのですが。

部会長 そうですね。

広瀬委員 ちょっといいですか。基本的には、前のゴルフ場リゾート関係の許可の変更ということなのでしょう。

自然保護課長 そうです。

広瀬委員 だから、自然保護的には1回もうクリアされているよと。ただ、今回の事業計画の熟度がどうか、それと環境に配慮しているかどうか。その辺だけが問題なのかなと捉えるべきではないかとい

うような気はするのですけれども。

部会長 前のプランとまるっきり違うでしょう。

環境生活部次長 土地の関連が全然違うと思うのです。

部会長 だから、新たに審議しなければいけない内容ですね。リゾートとして使うのは結構だけれども、自然公園区域の中で、前のときのプランと違うから、あの崖の上には全く新しいものが出てきているわけでしょう。ですから、やはり、もう一度開くか開かないは別として、今出たような幾つかの問題について事務局の方で質疑をやってもらって、それでその結果をそれぞれの委員の先生たちに文書で了解を求め、また審議するかしないかはその経過をみながらやるようにしましょうか。

環境生活部次長 先生方に提示していただく項目の確認だけさせていただいてはどうでしょうか。

部会長 そうですね。

環境生活部次長 それで、どういうものを事業者に資料として、いろいろご疑問いただいた点についてこうやりたいとか、こうしたいみたいな話はわかるのですけれども、このようにしますという意味表示を資料として提示させると。その項目が何であるかを今日ここで確認させていただくか、もう一度文書でやるという手もあるのですが、今日ここで確認させていただければ一番よいと考えます。

部会長 では、ちょっと項目を確認しましょうか。事務局の方で項目を。

自然保護課長 1つは危機管理。特に防災と、何か一大事があったときどうするのかというところですよ。それが1つ。危機管理面。

それと工法の問題。技術的にどうなのかということですね。特に急傾斜とか尾根が迫っている中でこういう建物を建てるに当たって、きちんとした技術的な裏づけがなされているのか。土砂の崩落は招かないのかというようなこと。これが第2点目だと思います。

さらには、構造的な中に地震、耐震というのですか、その辺のことも含め。

部会長 要するに建築物の構造的な観点から。

河添委員 耐震と、雨水が例えば、U字溝を流しますからということですが、町中のU字溝と違いまして、木がいっぱいあるところのU字溝ですから、すぐ詰まると思うのです。その管理を物すごくやらないと、あっても役に立たない可能性があるのです。そうすると、家のところは降り込まないとかいっていても、回り込んで入ってきて崩壊するということは考えられると思うのです。外房線は、同じ地質だと思うのですけれども、しょっちゅう不通になりますよね。だから、そんなこともあるので、よく考えないと、本当怖くて泊まれないと。

自然公園管理室長 雨水対策としてのU字溝の管理について、通常の町中のものとは違うので、どう考えているのかということですね。

河添委員 はい。

環境生活部次長　あと、原先生のおっしゃっていた光の問題はいかがでしょうか。照明ですね。

原委員　気になりますね。

部会長　その辺、どのように対処するか。

環境生活部次長　あとは工事中に対する配慮も必要だと思うのです。動植物。

原委員　それと、やはり植生が残るところにこの業務が発生するわけですので、今後の植生含めた一体の管理ですね。その辺もあわせて検討していただかないと。それによっては、せっかく工事のときには配慮いただいても、その後、いろいろな意味で多様性が下がったり、そういう現象がありますので、その辺も検討していただいて。

部会長　だから、植生を含めて、いろいろな生き物関係も含めた環境管理計画。植生を中心にした環境管理計画についてきちっと立てるということですね。

自然保護課長　今後の植生を含めた環境管理計画を策定すべき。

環境生活部次長　それは工事中も、それから完了後も、両方だと思うのですよね。竣工後というか、営業になってから。

部会長　開業してからもね。それをモニタリングという言い方をするのもいいけれども、もうちょっとはっきり、植生を中心にした環境管理計画を提示すること。

環境生活部次長　これの担保をとっておかないと、やはり難しいのだと思うのです。今日の話だけでは。

部会長　そう。それからあと、景観計画というのがあるようでないね。原さん、どうですか。やはりきちっとしてくれないとね。

原委員　視点場からは見えないということでやっているのですね。

部会長　やっているけれども、それだけではだめなので。植生を中心にした環境管理計画といえばわかると思うのですけれども、その中に景観も。要するに植生を中心とした景観管理経過でもいいよね。余り難しく言わず、わかるように説明し、それで答えを求めないといけないですから。

あと、何か出ていましたね。生き物の方で何か調査する必要がありましたかね。

吉行委員　先生がおっしゃっていらした建物の面積と、それから自然公園区域内の面積ですか、それと区域外の面積とか、そういったような比率みたいなものがこれに出ていない。1—4あたりには計画建物というのがありますよね。それが7.8%だと。これは自然公園区域内も含んでのパーセントなのではないでしょうか。

自然公園管理室長　これはあくまでも自然公園区域内のことを言っています。建物の面積もそうですし、分母になる区域も11.2ヘクタールということで、あくまでも区域内が審査対象になるということもございまして、そういう形になっています。

ただし、区域外も計画があるので、事業計画書の全体図面の中には5.6ヘクタールの区域外のもの

のも絵としては入っております。

吉行委員　それで、この計画建物の面積というのは、先生がおっしゃっていたその分の、それを垂直にず
っとおろした面積になるわけですかね。

自然公園管理室長　そうですね。

吉行委員　そうすると、一般に建ぺい率とかなんとかというように、一般の建物の場合、面積に対して建
ぺい率がどれだけ必要、それを超えたらだめというようなあれがありますでしょう。

部会長　それはクリアしているみたい。

自然公園管理室長　実際、今の事業区域内は約 9,000平米の11.2ヘクタールですから、建ぺい率を単純に
計算すれば8%ぐらいになるのですけれども。

吉行委員　それはクリアしているわけですか。

自然公園管理室長　それで、特に自然公園区域内、これは公園事業でやるものですから、許可でやる場合
ですと建ぺい率の問題も出てくるのですけれども、それであっても8%であればクリアになります
が、特に公園事業の場合はそういう制約はないのです。あくまでこの公園事業の中で、宿舎とい
うことで位置づけられておりますから。

部会長　第2種というのはどういうやつだったっけね。第1種、第2種。

自然公園管理室長　第1種ですと基本的には開発行為ができない区域です。第2種については、公園事業、
これとは離れますけれども、一般的には知事の許可を得れば開発ができるという区域にはなります。
ただし、いろいろな建物の高さが13メートル以下であるとか、建ぺい率につきましても、建物の規
模によって違うのですけれども、例えば 1,000平米以上の建物であれば建ぺい率は20%以下とか、
500～ 1,000平米ですと15%以下とか、500平米未満ですと10%以下とか、これはあくまでも許可、
公園事業で位置づけられていないものを一般的に区域内に建てようとした場合の基準です。仮にそ
うだとしても、10%以下ですから、その辺はクリアしています。

部会長　だから、あとは先ほどいった構造的な問題。

原委員　先ほど先生、景観とおっしゃった、例えばこの建物の色とかそういった意味での景観も。

自然公園管理室長　先ほどの景観の話は、建てようとしている宿舎棟の建物の色彩であるとか。

部会長　それももちろんあれだけれども、もっと群としてというか、いろいろできるでしょう。要するに
俯瞰的な景観をどうするか。真上ではなくてね。海からはみえないのか。

原委員　道路からは見えるわけですね。

部会長　そう、道路からは見えるね。俯瞰的なあれか。

原委員　自然に調和したようなという。

会長　ここの房総に調和したような景観をどうイメージするか。

河添委員 カートで行くこの道は2メートルと書いてあるのですよね。私、車を運転しないのですけれども、カートってどれぐらいの幅のものか知りませんが、行き違えるものなののでしょうか。稜線みたいなどころですよ。

自然公園管理室長 実際は、お客さんが車をおりて、それでホテルのスタッフの方が電動カートに荷物、あるいは人を運んで案内するような話でしたが。

河添委員 お客さんがするのはないのですか。

自然公園管理室長 運転自体は従業員がやるとは聞いております。

河添委員 それ、慣れない人が慣れないカートを自分で運転して行って、たった2メートルしかなくて、稜線みたいなどころを行って落っこちたら大変ですよ。だから、本当にそこは確認して。

自然公園管理室長 それはそのように聞いております。

部会長 では、そのように以降進めましょうかね。その結果を委員の皆さんに報告して、それで合意が得られれば、その段階で諮問にこたえるということよろしいでしょうか。あと、もう一度このように集まって議論した方がいいといえばそうしますし、それから部会長と事務局でまとめて諮問文をつくれといえば、それをつくって皆さんにこういうこといいかということ諮るし、それを答えが出てから一緒につくりませんか。

自然公園管理室長 ご相談させていただきたいと思います。

部会長 そうね、また難しい問題が出ると。一つ一つをまたまとめると混乱するから。

環境生活部次長 まだ出来ばえはわかりませんので、一度。

部会長 そう、一度やりましょう。

原委員 それと、これ、きょう拝見したものですから、ざっとみると、誤植等あるようですので、その辺もあわせて後でコメントさせていただければと。

環境生活部次長 メールか何かでお送りしていただいたらどうですか。

部会長 そうですね。きょう出ていない委員の方は、雰囲気はわかるかしら。雰囲気がわからないと、何のことかわからないのではないかな。

自然公園管理室長 それはわかるような形で欠席の方にはお伝えしたいと思います。

部会長 よろしくお願ひします。

それでは、きょうの審議会部会はそういうことよろしいでしょうか。そうしましたら、今いったようなことに対して答えをいただいて、その答えを委員の皆さんに文面で、あるいはメール、文面、両方だと思えますけれども、それでお願いして、その結果をみて、次の段階に入るということにしたいと思います。

(「済みません、事務局から1つだけ」の声あり)。

事務局 公園区域外なのですけれども、平面図上で 5.6 平米と書いてございます。それで、この区域からこちらの方に道路がございまして、その道路が 0.4 ありますから、合計で 0.6 という形になります。

環境生活部次長 区域外が 6 ヘクタールになるということです。

河添委員 ちょっと心配なのは、さっきからこういう難しいようなことをやるので、きっと工費も高くつくと思うのです。そうしたら、きっと泊まるお金もたくさんかかると思うのです。公園の中のあれなのに、お金持ちしか泊まれないようなところができるというのは何の問題もないのでしょうか。

部会長 この委員会はそれをどう解釈するか。そういう問題はありますね。だから、すべて、自然公物というのかな、自然の公な場所は、どなたでも使えるというようにいっていましたがけれども、

河添委員 お金がある人はどなたでもという感じになってしまうと、どうなのだろうかと思います。

部会長 幾つか問題はもっていますね。

それでは、これで終わります。どうぞ、事務局に返しましょう。どうもありがとうございました。

3. 閉 会

司 会 それでは、これもちまして本日の千葉県環境審議会自然環境部会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、大変ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

－ 以 上 －